七　隣接チャネル漏えい電力及び帯域外漏えい電力（アンテナ端子付き）

［1　略］

2　測定器の条件等

⑴　隣接チャネル漏えい電力測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅	設備規則第49条の20第３号において、占有周波数帯幅の許容値として規定される周波数幅
中心周波数	４に示す周波数
分解能帯域幅	300kHz
ビデオ帯域幅	300kHz
Y軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル（バースト波の場合は、ポジティブピーク）
振幅平均処理回数	スペクトルの変動がなくなる程度の回数

⑷　⑶において、検波モードをＲＭＳとして測定する場合は、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅と同程度に設定又はビデオ帯域幅を非設定の状態にして、空中線電力の最大値を与える周波数探索を行うことができる。

⑸　スペクトル分析器の検波モードが、ＲＭＳを表示する場合であって、かつ、分解能帯域幅１MHzにおける等価雑音帯域幅の補正が可能であるときは、スペクトル分析器の表示値（バースト波の場合は、バースト内平均電力に換算した値。）を測定値とすることができる。

七　隣接チャネル漏えい電力及び帯域外漏えい電力（アンテナ端子付き）

［1　同左］

2　測定器の条件等

⑴　隣接チャネル漏えい電力測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

周波数帯	条件	掃引周波数帯幅
5.2GHz帯及び5.3GHz帯	占有周波数帯幅18MHz以下	18MHz
	占有周波数帯幅18MHzを超え19MHz以下	19MHz
	占有周波数帯幅19MHzを超え38MHz以下	38MHz
	占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下	78MHz
5.6GHz帯	直交周波数分割多重方式以外の場合	18MHz
	直交周波数分割多重方式であって、占有周波数帯幅19.7MHz以下	19MHz
	直交周波数分割多重方式であって、占有周波数帯幅19.7MHzを超え38MHz以下	38MHz
	直交周波数分割多重方式であって、占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下	78MHz

中心周波数	４に示す周波数
分解能帯域幅	300kHz
ビデオ帯域幅	300kHz
Y軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル（バースト波の場合は、ポジティブピーク）
振幅平均処理回数	スペクトルの変動がなくなる程度の回数